

○財務省告示第六十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十六年年度の初日から平成二十七年一月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用表を含む項にあつては、同年度の初日から同月三十一日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項のオーストラリア産飼料用表の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十七年二月二十七日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十六年年度の初日から平成二十七年一月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	一・〇トン

一六	五、一七〇トン
一五	三一九トン
一四の二	五三三、四四四トン
一四	一、〇二九、六八二トン
一三	四、八〇五、六四二トン
一二	五八、八一六トン
一一	一一、六五九トン
一〇	六、七四七トン
九	三三、八八一トン
八	一トン
七	一一トン
六	二七トン
五	一、二一二トン
四	三七、九四一トン
三	一七トン
二	〇トン

二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七
三九二トン	一〇・二トン	一二、七四八トン	四、六八八トン	〇トン	二二トン	五、一六一トン	三七九トン	二三、一四九トン	五一四トン	七三二トン	一四、三一六トン	一一八、三六八トン

二 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十六年年度の初日から平成二十七年一月三十一日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量を

当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸 入 数 量
一三	四、八〇五、六四二トン
一四	六四一、八一五トン